



2007.12.20
VOL.10

みんなで いっしょに なかよく

那須塩原市男女共同参画推進条例

6つの基本理念

- ① 男女の権利の尊重
- ② 社会における制度又は慣習についての配慮
- ③ 方針の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会の動向を踏まえた取り組み

みんな、輝いてます!!

楽しく学ぶ共同参画 ～パルティ出前講座～

10月に三島公民館で、「地域で男女共同参画をすすめるために」というテーマで全3回の講座が開かれました。

男女共同参画社会が実現したら…

「男女が職業を自由に選び、賃金も同じになっている」「学校の行事やPTA活動に男の人が増えている」「女性の総理が誕生し、男女同数の議員がいる」など。



家庭や地域、職場で男女差別を受けた体験やそれらを解決するために、自分は具体的に何ができるかなどをグループで話し合いました。



自分ができることから始めよう!



「自分を理解してもらうには、まず、相手の話を聞いてから。『あなたを理解して私のことを理解してもらう』ことが大切。」

差別のない社会の実現に向けて意識を早急に変えるのは難しくても、身近なところからまず行動すること。一步を踏み出すことの大切さを教えられました。

女性の再就職・起業相談会 【要予約・託児有り】

『働きたいけど何から始めたらいいの?』『子育てと両立するにはどうしたらいいの?』『就職に向けてスキルアップしたい!』『私にも起業できるかな?』など、女性の専門相談員が受け付けます。お気軽にご相談ください。

会場・期日 子育て相談センター 1/16、2/13、3/12
西那須野保健センター 12/25、1/28、2/25、3/24
時間 午前10時～午後3時
予約・問い合わせ先 ☎028(610)7388 (土日祝日は除く)



～パパの育児(育自)時間～

育児休暇を取得して…… P2～P3

熱い思いのうしろには
カメルーンの女性の地位について…… P3



～パパの育児（育白）時間～

夫婦で交互に育児休暇を取得した2組のご夫婦を取材しました！4人とも、独立行政法人 畜産草地研究所の研究員です。

取材を終えて
佐々木さんや喜田さんは、夫婦で交互に育児休暇を取得することができました。自分たちの経験を他の夫婦に伝えたいと、取材を通して思いました。

ママにも聞きました
佐々木さんが取得した時から、喜田さんが取得した年までの約10年間で、夫の育児休暇中は早く帰るよう努力し、その日の子どもの様子などを教えてもらいました。職場が近かつたので、子どもが病気の時など早めに帰ることができたので何とかやってこられたのかなと思っています。子どもを出産して、仕事をやめるという選択はありませんでしたが、「最初」というのは大変です。佐々木さんもきっと、自分の仕事に影響することは避けたかったことだと思います。しかし取得したことは、かなり珍しかったのです。でも、子どもも大切だと思っています。

周囲の反応は……
夫の育児休暇中は早く帰るよう努力し、その日の子どもの様子などを教えてもらいました。職場が近かつたので、子どもが病気の時など早めに帰ることができたので何とかやってこられたのかなと思っています。子どもを出産して、仕事をやめるという選択はありませんでしたが、「最初」というのは大変です。佐々木さんもきっと、自分の仕事に影響することは避けたかったことだと思います。しかし取得したことは、かなり珍しかったのです。でも、子どもも大切だと思っています。

育児休暇取得のきっかけは……
10年前は、男性が育児休暇を取ることは、かなり珍しかったのですが、妻も同じように働いているので、奥さんが強いからっての上司からも「取らないのか？」と薦められました。自分自身、育児休暇をとても楽しみにしていました。

育児休暇取得のきっかけは……
お互い働いているので、自然の流れで、奥さんが強いからっての上司からも「取らないのか？」と薦められました。自分自身、育児休暇をとても楽しみにしていました。



育児休暇を取得して



佐々木寛幸さん 梅村恭子さん夫妻（子ども：小5、小3）
喜田環樹さん 美弥さん夫妻（子ども：2歳4ヶ月）
平成9年に3ヶ月、平成11年に2ヶ月取得
平成18年に約3ヶ月取得

佐々木さんという前例があるのと同じで、取りやすかったです。手続きなども佐々木さんのおかげで、大きいかかりつきりで、自分の時間はほとんど無く等しかったと思いま

す。當時の上司にはあまり理解してもらえず、「時間があるだろうから論文ぐらい書けるだろう」と言わされました。実際子どもや家事にかかりつきりで、自分の時間はほとんど無く等しかったと思いま

す。

佐々木さんとい

う前例があるの

で、取りやすかったです。手続きなども佐々木さんのおかげで、大き

いかりつきりで、自分の時間はほと

んど無く等しかったと思いま

す。

論文ぐらい書けるだろうと言わ

れましたが、実際子どもや家事に

かかりつきりで、自分の時間はほと

んど無く等しかったと思いま

「女性のための再就職応援サロン」

県と那須塩原市では、子育てしながらまたは子育て後に再就職を目指す女性を応援するため、サロンを開設します。

女性の再就職相談員やハローワーク職員、再就職した先輩などを交えて、情報交換を行います。

- 日 時 1月30日(水) 午前10時～正午
 - 会 場 西那須野公民館
 - 対 象 再就職を目指す女性、再就職した女性、その他再就職に関心のある女性
 - 内 容 交流会（意見交換会）
ゲスト参加 ①女性の再就職相談員 ②ハローワーク職員
③保育園職員 ④先輩就業者など
 - 定 員 20名
 - 一時保育 満6ヶ月以上の未就学児が対象（無料）
 - 申込締切 1月25日(金) ※保育申込締切 1月18日(金)
 - 申し込み・問い合わせ先 本庁生活課 ☎0287(62)7126



～配偶者暴力防止法が変わります～

平成20年1月11日スタート

改正のポイント

- ### ・保護命令制度の拡充・

詳しくは配偶者からの暴力被害者支援情報サイトをご覧下さい
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/000012051.html>

1 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれが大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになります。

2 被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができます。

①面会の要求 ②行動の監視に関する事項を告げること等 ③著しく粗野・乱暴な言動 ④無言電話や連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。） ⑤夜間の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。） ⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等 ⑦名誉を害する事項を告げること等 ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

3 被害者の親族等へも接近禁止命令を発することができます。

今年も残すところあとわずかとなりました。一年の早いこと、早いこと。
子どもが育つのも過ぎてしまえばあつという間なのでしょう。子どもとの時間はとても大切な思い出になるのではないでしょうか。
ある育児放棄の母親が、カウンセリングを受けて自分の幼児期を思い出しました。母親がシングルマザーでした。母親を稼ぐためにほどんど家にいなくて、部屋で一人お腹を減らしてお菓子の袋を開けて食べていた記憶でした。その過去が、自分が育児をできない理由だと知ったのです。親から教えてもらわなかつたことは出来ないと心理学の先生は言います。
子育ては大変でしょう。仕事を持っているとなおさらです。しかし、それによつて得られるものも、その苦労に比例して多いのではないかでしょうか。
何事に対してもそうです
が、一生懸命努力して得たものは、たやすく得た物よりも多くのものを得るものだと思います。
そんなことを考へるこの頃です。

編集
後記